



平成 23 年 6 月 23 日

各 位

会 社 名 イノテック株式会社
代表者名 代表取締役社長 澄田 誠
(コード：9880 東証第一部)
問合せ先 管理本部長 棚橋 祥紀
(TEL：045-474-9000)

ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 6 月 23 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定ならびに同日開催の当社第 25 回定時株主総会決議（以下、「本総会決議」という。）に基づき、ストック・オプションとして発行する新株予約権（名称：イノテック株式会社第 10 回新株予約権。以下「本新株予約権」という。）について、具体的内容を下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額その他未定事項は、当該新株予約権の割当日であります平成 23 年 7 月 20 日に決定する予定です。

記

I. スtock・オプションとして新株予約権の発行を行う理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した事業展開を図ることを目的として、当社の従業員及び当社子会社の取締役に対して、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

なお、新株予約権の権利行使に伴い発行する新株式には、当社保有の自己株式をあてる予定です。

II. 新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の数

2,099 個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当て

る本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する本新株予約権の総数とする。

2. 新株予約権と引換えに払込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

3. 本新株予約権の割当日

平成 23 年 7 月 20 日

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

①新株予約権の目的となる株式

当社普通株式 209,900 株とする。

なお、本総会決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（又は併合）の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

②新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数

本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は、100 株とする。ただし、上記①に定める本新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、上記 4. (1) ②に定める本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近の取引が成立した日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額 × 分割（又は併合）の比率

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の譲渡並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

平成25年7月21日から平成33年7月20日まで

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、自己都合による辞任もしくは自己都合退職を除きその地位を喪失した場合（取締役の任期満了による退任、従業員の定年退職・会社都合退職など）は権利を行使することができる。

② 新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、本新株予約権を行使することができない。

(a) 法令又は当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合

(b) 禁錮以上の刑に処せられた場合

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結される契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得に関する事項

① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、又は当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社株主総会の承認（株主総会による承認を行わない場合には当社取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記4.(1)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記4.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4.(3)に定める行使期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記4.(4)に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ その他新株予約権の行使の条件

上記4.(6)に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得事由及び条件

上記4.(7)に準じて決定する。

⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(9) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(10) 本新株予約権の行使

① 本新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による新株予約権行使請求書に必要事項を記入し、記名捺印のうえ、これを(11)に定める行使請求受付場所宛に提出するものとする。

② ①の新株予約権行使請求書に記載される本新株予約権の行使日に、権利行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて(12)記載の払込取扱場所に払い込むものとする。

③ 本新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、本新株予約権の目的である株式の株主となる。

(11) 本新株予約権の行使請求受付場所

当社 総務人事部(又はその時々における当該業務担当部署)

(12) 本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

住友信託銀行 東京営業部(又はその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該

支店の承継支店)

(13) 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となる場合は、会社法の規定及び本新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

(14) 本新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の個数

当社の従業員 200 名に対して、2,039 個を、当社子会社の取締役 4 名に対して 60 個をそれぞれ割り当てる。

以 上